

動物死体処理業務及び手数料（一般廃棄物処理手数料）の見直しについて

環境農政部環境事業課

猫やタヌキなど、道路や民有地などで死んだ野良小動物は、収集及び火葬処理をそれぞれ委託して行っている。ペットも同様の処理となるが、1体につき2,000円の手数料を徴収し、利用者負担を求めている。

しかしながら、ペットの収集及び火葬処理に係る経費は1体6,000円を超えており、手数料と経費が見合っていない状態であることに加え、ペットの収集依頼件数についても減少傾向である。

上記の理由から、将来的な処理業務の廃止も視野に入れ、次のとおり動物死体処理手数料の見直しを検討したい。

1 現状の課題**(1) 経費の課題**

ペットの処理については、依頼者の自宅に直接収集に伺う方法と、依頼者が環境センターに持ち込む方法があり、手数料はどちらも1体2,000円となる。平成30年6月1日現在の1体あたりの経費は税込6,048円（収集4,104円・処理1,944円）となり、1体につき4,048円の費用を市が一般財源で負担している。

(2) 手数料徴収方法の課題

手数料の徴収は、収集の場合が翌月納付（後払い）となり、持込みの場合が窓口払い（前払い）となる。多数の依頼者は収集を希望しており、月末締めで納付書を翌月末支払期限内で発送しているが、毎月2～5人程度の滞納が発生している。督促状を送付しても滞納を続けている依頼者については、環境事業課職員が直接訪ねて徴収する必要があり、納入手続きを行うため現金を扱うリスクが生じていることや、最終的に徴収できないリスクも抱えている。

また、依頼日から納付書の発送までタイムラグがあるため、依頼者の転居等で納付書が届かない問題も起きている。

2 県内他市の状況

別紙1、2のとおり

3 市内処理件数推移

別紙3のとおり

4 犬の登録数推移

別紙4のとおり

5 解決の手法案【手数料改定（増額）】

利用者には経費相応の負担をしていただくこととし、委託料が1体6,048円（税込）であることから、1体6,000円の手数料を徴収する。

6 経費の削減【手数料を改定した場合】

平成 29 年度実績による試算 (356 件)

現行

【支出】動物死体処理委託料	356 件×1,944 円＝	692,064 円	
動物死体収集委託料	356 件×4,104 円＝	1,461,024 円	
	計	2,153,088 円	
【収入】動物死体処理手数料	356 件×2,000 円＝	712,000 円	
	収支	▲1,441,088 円	・・・①

※現行では、市は 1,441,088 円を一般財源で負担している。

手数料改定後 (1 体 6,000 円)

【支出】動物死体処理委託料	356 件×1,944 円＝	692,064 円	
動物死体収集委託料	356 件×4,104 円＝	1,461,024 円	
	計	2,153,088 円	
【収入】動物死体処理手数料	356 件×6,000 円＝	2,136,000 円	
	収支	▲ 17,088 円	・・・②

※手数料を改定し、利用者に適正な負担を求めれば、市の負担は 17,088 円となる。

経費比較 (一般財源負担額)

現行	1,441,088 円	・・・①
手数料改定後	17,088 円	・・・②
削減額	1,424,000 円	

7 将来的な事業の廃止

厚木市内のペット処理依頼件数は過去 15 年間で減少を続けている。手数料を改定した場合に、民間の合同火葬料金との差が縮小すること、滞納件数の増加と徴収時のリスクが高まることなどから、ペットの収集・火葬をやめ、のら及び野生動物のみ収集・火葬を行うことも検討したい。